昭和四年四月十五日第三種郵便物で、「最大」の「日本日)の「日本日)の「日本日)の「日本日に当るときは翌日)

に係る人事委員会、地方労働委員会並びに県議会事務局 地方自治法第百九十九条の規定に基き、 鳥取県監査公告第百三十八号 の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表す ◇監查公告 昭和三十一年二月二十九日 同 鳥取県監査委員 目 期監査の結果公表昭和二十九年度人事委員会外二箇所の定次 查 公 西本本 昭和二十九年度 節四利 夫 郎 治 監査概况。 と認めた。 県議会事務局 地方労働委員会 人事委員会 当委員会の所管業務は概ね円滑に執行しているもの 監查箇所 抴 人 方 事 労働委員会 同 委 監査委員 監査委員 員 可 司 会 [ii] 昭和三十年十一月十日 昭和三十年-近 松 松 昭和三十年十 近 行 藤 年 伝 一月十日監査 日 ·日監査 治 郎治

監査概况

と積極的な指導が肝要である。

発 行 日 火、 調査に重点を置き円滑な交渉の促進と自主解決をは 弱からくる社会的配慮と対金融機関への影響を考慮し ての穏密妥結を排し公正妥当な方途を見出すため実情 資料集收と早期適切解決に努力し特に中小企業のぜ、 地方産業の行き詰りからくる深刻な諸問題に対処し、 労働行爲の判定、労働組合の資格審査並びに公益事業 における爭議行爲予告通知の受理等を管掌しているが 労働争議のあつ旋、調停及び仲裁を実情調査、 不当 カ V.

つている。 な組合活動が阻害される傾向があると思われるので労 者の申立によらない穏密妥結がなされ積極的かつ公正 政課とも連絡し更にこれらに対する実態はあ 地方産業労働運動の現情よりして最も適切な調整方法 と認めた。しかしながら経済不况の進行について当事 つ旋は十六件を数えほとんど成功している。 公式調整事件は僅か三件であるが、その調査と仲裁あ これらは いくの徹底

> 県 議 会 事 務 局 昭

和三

十

年

月

7

日監査

同

監査委員

松 本

治

山 近 藤 本 四 利

一郎

監査概况

同

資料の蒐集、 三課及び図書室で構成)をもつて県議会関係に関する 当事務局は局長以下二十六名(総務、 その他県政一般に関する調査及び議事錄 調査、 議事の

ものと認めた。 出納経理その他の事務の処理はその適正化に努力し

の編纂保存並びに図書室の運営を円滑に執行している

ているものと認めた。

印発

金

刷 行 鳥 鳥 所取者1 縣 鳥 鳥 鳥取鳥取 市 市 取東 東 縣 町

取

ED

砌

所 縣